

## 山梨県茶産地育成推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、茶の振興を図るため、山梨県茶振興協議会が実施する茶産地育成推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及び補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 山梨県茶振興協議会は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（別記様式1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じその実態を調査のうえ補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く）をしようとするときは、変更承認申請書（別記様式2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合、または補助事業の遂行が困難になった場合においては、すみやかに知事に報告しその指示を受けること。

(状況報告)

第6条 知事は、規則第10条の規定により必要に応じ補助事業の遂行状況を報告させることがある。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いをすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別記様式3号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 山梨県茶振興協議会は当該事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記様式4号）を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 事業にかかる帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業 区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 率	軽 微 な 変 更
安定生産対策事業	1 需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費等） 2 役員費（通信運搬費、手数料等）	当該経費の 2分の1以 内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合  2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
消費拡大対策事業	1 委託費（消費拡大資材の作成費等） 2 原材料費（材料茶葉代等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費等） 4 役員費（通信運搬費、手数料等）		
茶利用拡大推進事業	1 報償費（講師謝金等） 2 旅費（講師旅費等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費等） 4 役員費（通信運搬費、手数料等） 5 使用料及び賃借料（バス借上代、会場借上代等） 6 委託費（試作商品の製造費等）		

[別記様式1号]

年度茶産地育成推進事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
代 表 者 氏 名 ④

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、山梨県茶産地育成推進事業費補助金交付要綱第3条により金 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

補助対象事業 区 分	事業内容	事業費	備考
		円	

3 経費の配分

総事業費	負担区分		備考
	県補助金	団体	
円			

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	増 減	備 考
県補助金				円
その他				
計				

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	増 減	備 考
県補助金				
その他				
計				

6 その他知事が必要と認める書類を添付すること。

[別記様式 2 号]

年度茶産地育成推進事業費補助金変更承認申請書

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
代 表 者 氏 名 ㊟

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定通知のあったこの事業について、  
山梨県茶産地育成推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき申請する。

記

(注) 別記様式 1 号の記の様式に準ずる。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え  
補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事  
業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書  
きとし、変更前を ( ) 書きで上段に記載すること。

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
代 表 者 氏 名 ㊟

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県茶産地育成推進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請 求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_

(2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)

口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

[別記様式 4 号]

年度茶産地育成推進事業費補助金実績報告書

番 年 月 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
代 表 者 氏 名 ㊤

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり実施したので山梨県茶産地育成推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を報告します。

支払いの方法

( 1 ) 現金

( 2 ) 口座振替

金融機関名 \_\_\_\_\_

本店・支店 ( 支店名 \_\_\_\_\_ )

預金種別 ( 当座・普通 ) \_\_\_\_\_

口座名 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

記

( 別記様式 1 号の様式に準ずる。 )